

議案第 4 号

君津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

君津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するとともに、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 29 年政令第 156 号）による都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）の一部改正に伴い、都市公園の敷地面積の標準を見直し、及び都市公園の敷地面積に対する当該都市公園の運動施設の敷地面積の割合を条例で定めるため、君津市都市公園条例（昭和 47 年君津市条例第 14 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市都市公園条例の一部を改正する条例

君津市都市公園条例（昭和 47 年君津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「10 平方メートル」の次に「（本市の区域内に都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 55 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による市民緑地契約又は同法第 63 条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10 平方メートルから当該市民緑地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加え、同条第 2 項中「5 平方メートル」の次に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、5 平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第 3 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（公園施設に関する制限）

第 3 条の 4 令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 37 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市都市公園条例新旧対照表

改正案	現 行
(住民1人当たりの敷地面積の標準) 第3条 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル<u>(本市の区域内に都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地(以下この条において「市民緑地」という。))が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)</u>以上とする。 2 本市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル<u>(当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)</u>以上とする。 <u>(公園施設に関する制限)</u> 第3条の4 <u>令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u> (権限の代行) 第37条 <u>法第5条の11</u>の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第35条の規定の適用については、市長とみなす。	(住民1人当たりの敷地面積の標準) 第3条 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル_____ _____ _____ _____以上とする。 2 本市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル_____ _____ _____以上とする。 (権限の代行) 第37条 <u>法第5条の3</u>の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第35条の規定の適用については、市長とみなす。